

第2次 高島市市民協働のまちづくり推進指針

— “協働”が市民の日常となるために —



令和7年1月

高島市

はじめに

高島市では、平成20年3月に市民協働のまちづくり推進指針を策定し、市民・市民活動団体・自治会・事業者・行政などの多様な市民が、お互いの特徴を生かして主体的に参加し協力しながら、ともに協働のまちづくりを実践してきました。

しかしながら、今後も人口減少・少子高齢化が進み、将来的には高齢化率が50%となる推計がある中、市民活動団体メンバーの高齢化や担い手不足、継承への課題が深刻化しています。

今回、第2次指針を策定するにあたり、市民一人ひとりに焦点をあて、協働に向けた様々な道筋や協働の形をわかりやすく示すことで、「協働が市民の日常として息づくまち」を目標とします。日常の中には協働のまちづくりに関わる機会がたくさんあります。知らないうちにまちづくりに関わっていたということもあるかもしれません。そのことに気づき、人と人の繋がりやまちへの関心から協働のまちづくりへの関わりが増え、市民協働のまちづくりの裾野が広がり、気が付けばみんなでまちづくりをしている、そんな高島市を目指します。

目 次

1. 第2次指針の概要	
(1) 指針の策定について	3
(2) 指針の位置づけ	3
(3) 協働の定義について	3
(4) 協働のまちづくりの担い手について	4
(5) この指針が目指すもの	4
(6) 指針の見直しについて	4
2. 基本方針	
(1) 目指す協働の方向性	5
(2) 協働のまちづくりに関わる道筋と未来へつなぐ取組みの提示	5
(3) 市民が協働のまちづくりに関わる道筋	6
(4) 行政や中間支援組織が協働のまちづくりに関わる道筋	9
(5) 協働のまちづくりに関わる道筋の各段階における取組み	9
(6) 未来へつなぐための取組み	13
3. 第2次指針策定に至る経緯	
(1) 指針策定の背景	15
(2) 協働のまちづくりを推進するために解決すべきこと	16
(3) 指針策定に向けた検討	17
4. おわりに	

1. 第2次指針の概要

(1) 指針の策定について

本市では、平成17年の町村合併後も各地域の個性を活かした市民協働によるまちづくりを推進するために、平成20年3月に「市民協働のまちづくり推進指針～高島市らしい市民協働の実現に向けて～」(以下、「第1次指針」)を策定しました。

第1次指針の策定から約15年が経過し、様々な社会情勢や地域コミュニティの状況の変化により合致しない点も多々見られるようになってきたことから、第1次指針の基本的な考え方を尊重しながら、より現状に即した策定を行うものです。

(2) 指針の位置づけ

この指針は、高島市総合計画を踏まえ、市民一人ひとりの活動が協働のまちづくりの一端を担っていることを明らかにし、多種多様な協働のスタイルを模索しつなぎ合わせることで、「協働のまちづくりに関わる道筋(8ページ)」を市民が認識し、気軽に協働のまちづくりに参加できることを目指して策定するものです。

「2. 基本方針」では目指すべき方向性や協働の道筋などについてと、市民協働の広がりをサポートする体制づくりについて記述しています。

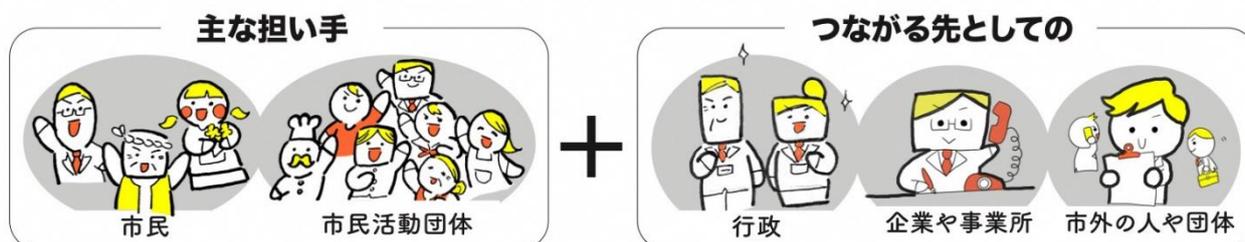
(3) 協働の定義について

第1次指針の定義を概ね継承し、「市民と市民または市民と行政や事業者等が良きパートナーとなって、信頼関係の中で責任を担い合い、それぞれの特性や能力を発揮しながら、まちづくりという共通の目標に向かって連携し、育みあう関係」を“協働”とします。

市民と行政等と一緒にレベルアップすることで共に成長し支え合う地域社会を実現することが、高島市が目指すところの協働の姿です。

(4) 協働のまちづくりの担い手について

この指針における協働のまちづくりの担い手は次のとおりです。各担い手が様々な場面、スタイルで協働のまちづくりに参加できる工夫や取り組みを行っていく必要があります。



協働のまちづくりを始めるにあたっては、まずは自身の立場でやってみて、活動の輪を広げていくために、様々な人との関わりを通じて思いやできることを共有・共感し、互いが理解しあうことが協働の広がりへの一歩につながります。

(5) この指針が目指すもの

この指針では、協働が私たちの「日常」となるために、今後10年間を見据え、様々な人や団体、行政が、それぞれの立場でどのようにまちづくりに関わり、協働の輪を広げていくといいのか、その方向性についてわかりやすく示したいと考えています。

子どもも大人も、高島に住む人も関わる人も、高島市の協働のまちづくりって何？と思ったときに、いつでも立ち戻り手に取って見ることができる、多くの人がこの指針のことを心に留めている、皆さんにとって「協働のまちづくり」が身近にあるものと感じることができる指針を目指して策定しました。

(6) 指針の見直しについて

この指針は、長期的な視点から市民協働のまちづくりを推進するための基本方針、方向性を定めたものであり、今後、大きな社会情勢の変化などがあつた場合には、適宜、見直しを行います。

また、「2. 基本方針」に掲げる「行政や中間支援組織」の役割については、取り組み状況や新たなニーズ、課題等を検証するため、2年ごとに点検を実施したうえで、必要に応じて見直しを行うこととします。

☆中間支援組織とは

みんなの暮らしを良くするために、行政と地域などの間に立って、地域の様々なニーズや社会的課題、社会変化を把握し、地域社会の公益を向上させるために、行政と地域コミュニティ、活動と活動同士を結ぶ協働のためのお手伝いをする組織のことをいいます。高島市では、たかしま市民協働交流センター、社会福祉協議会、地域学校協働本部、住民自治協議会などがそれにあたります。

2. 基本方針

(1) 目指す協働の方向性

第1次指針策定後の15年間を振り返り、市民や市民活動団体などへのアンケート調査の結果や、協働のまちづくりに関わりが深い第2次指針策定委員会委員が感じている課題感をもとにして、目指す方向性を検討しました。

第2次指針では、市民一人ひとりに焦点をあて、協働に向けた様々な道筋や協働の形をわかりやすく示すことで、協働のまちづくりの裾野を広げることを目指します。

その実現に向けて、人と人のつながりやまちへの関心から協働のまちづくりへの関わりを増やすために、誰もが参画できる多様なスタイルの実現と協働のまちづくりのあり方を次の世代につなぐための取り組みを進めます。

行政や中間支援組織は、指針の運用状況や、指針が目指すまちを実現するための取り組みの検討などが行えるよう、体制の構築を行います。また、地域住民の声や思いを聞き、「協働」が課題解決に向けた政策立案につなげる有効な手段であることを認識したうえで、協働のまちづくりを推進する環境を整えます。

(2) 協働のまちづくりに関わる道筋と未来へつなぐ取組みの提示

「協働が市民の日常として息づくまち」の実現のために、協働のまちづくりに関わる道筋の各段階で協働がみんなにとって身近なものになるよう取り組む必要があります。この道筋を将来にわたって継続的なものとするために、子どもころから協働に触れる機会をたくさん持つことや、団体の活動の継承だけでなく閉じ方などに目を向けることも大切になります。

この指針では、これらを踏まえて協働のまちづくりの裾野を広げるために、協働に関わる多様なきっかけづくりの工夫を考えました。

「多様なスタイル」で関わることはできるとは？

- 「まちには興味があるけど関わるきっかけがない」、「やりたいことはあるけど、仕事や育児などが忙しくてまちづくり活動に関われない」など、人にはそれぞれの事情があります。
- 市民一人ひとりにこうした事情があることをお互いに理解し、多様な形での参加を認め合える柔軟な姿勢が求められます。
- どうすれば関われるか、どんな関わり方があるのかを共に考え、その人に合った関わり方を見つけましょう。

(3) 市民が協働のまちづくりに関わる道筋

協働のまちづくりのどの段階に位置しているかは、市民によって様々です。そんな段階がある「協働のまちづくり」をイメージできるように、市民が協働のまちづくりに関わる入り口から実際に活動に至るまでの道筋が、どのような流れで続いていくのか整理しました。

この協働のまちづくりに関わる道筋から、まちづくりに様々な人が多様な形で参加することができるようにするために必要なきっかけづくりや支援を考えていきます。日常の中に協働のまちづくりに関わる機会は沢山あります。この協働のまちづくりに至る道筋を見て、知らないうちに「まちづくりに関わっていたかも」「協働していたのかも」と気づいた方もいるかもしれません。皆さんの日々の活動一つひとつがまちづくりの一翼を担っています。まちへの思いをつなぎ、積み重ね、つながることで、高島市で協働のまちづくりの道筋を日常に根付かせましょう。

(4) 行政や中間支援組織が協働のまちづくりに関わる道筋

協働のまちづくりの裾野が広がっていくためには、市民や市民活動団体等の意識や工夫だけでなく、行政の政策としてのサポートも大切です。

行政や中間支援組織は、協働のまちづくりに関わる道筋の各段階における取り組みを推進するため、協働のまちづくりの裾野を広げるために様々な組織と連携します。

行政は、地域社会の公共サービスを永続的に担う組織として、公共の利益の向上に役立つ事業を推進してきました。しかしその反面、突発的に起こり迅速な対応が求められたり、新しい社会課題に対し柔軟な対応が求められたり、高い専門性が求められたりするなどの特定の課題に対しては、単独では対応が困難で、効果が小さく効率が悪いという弱点も持っています。行政や中間支援組織は、このような問題に対し、迅速性、専門性、柔軟性を持ったさまざまな外部の中間支援組織や地縁組織、市民、企業、専門家などとの連携しながら解決に取り組む必要があります。

多様な人々と
コミュニケーションを図る



1. 出会う

他者の意見に耳を傾け
思いの共有や共感を広げる



2. 話す

思いを共有する人たちの
集いの場が広がる



3. 集う



多様な市民活動の
幅広い情報提供



様々な人々が交流するための
場の提供・支援

行政・中間支援組織

協働のまちづくりを進めるための
基礎や土台をつくる

活動に向けた
組織化・団体形成
に向けての支援



まちづくりの
今がわかる様々な
コンテンツを提供する



1. 関心を持つ

まちづくり活動を
行うための伴走支援



2. 形にする



自分たちにできること、やりたいことを
発信できるようにする

まちや生活の中で気になることを
自身の事としてとらえる



II. まちに関わりたいと思う

創りたい未来と社会課題を意識する

III.協働によるまちづくりが始まる

つながりと気持ちが揃ってはじめて協働が生まれる



(5) 協働のまちづくりに関わる道筋の各段階における取り組み

7ページ・8ページの「協働のまちづくりに関わる道筋」にある3つの段階ごとに、それぞれ協働のまちづくりの担い手として取り組むことと、多様な参画スタイルを生み出すための工夫やアイデアについて整理しました。

I. 多様なつながりをつくる（協働の土台づくり）

活動を始めるきっかけの1つ目は、多様な人との出会いです。その中で思いを持った人への共感から協働の土台となる人のつながりが生まれます。

協働のまちづくりの取り組み

（市民のやってみよう）



- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 出会う | 様々な人のお互いに異なる価値観や考え方に触れましょう |
| 話す | 様々な考え方について知り、自分の思いも伝えましょう（相互理解） |
| 集う | 価値観や考え方の異なる、多様な人々が安心して集まれる場所を作りましょう |

（行政・中間組織のやってみよう）



- | | |
|-----|---|
| 出会う | 市内の多様な人々の出会いの創出を支援するためのポータルサイトやアプリの開発 |
| 話す | 市民がまちづくりについて考えていることを発信でき、様々な意見を聞ける機会の提供 |
| 集う | 立場やライフステージが異なる人々が出会い、交流ができる場の提供 |

多様なスタイルでの関わり

取り組みの工夫やアイデア

- 「誰でも先生、誰でも生徒」といった地域の中での学びの場を通じたつながり。
みんなが主役になる時間を用意する。
短時間でも、定期的に続けることが大切です。
- 近い年代同士でつながり、異なる年代へとつながりを広げる
 - まずは、近い年代同士でつながってみる。たとえば、大学生と中高校生、中高校生と小学生のようなつながり。
 - 「年代ごと」に合ったつながり方（機会、場所、方法）を使う。メディア（電話、メール、SNS（LINE、Instagram、X、Facebook など））は、それぞれの年代が普段利用しているものを使う。
 - 近い年代同士でのつながりを広げつつ、異なる年代間でのつながりを作るための場所や機会を設ける。
- まちづくりについて話せる身近な場所
お店や区・自治会の集まりなど、身近な場所でまちについて、ゆっくりと話ができる。

Ⅱ. まちに関わりたいと思う（創りたい未来と社会課題を意識する）

活動を始めるきっかけの2つ目は、まちに関心を持ち自分事として捉えることです。何かしたい、できるかもと気づくところから始まります。

協働のまちづくりの取り組み

（市民のやってみよう）



- 関心を持つ** まちや生活で気になることを自身の事として考えてみよう
「高島が好き」「〇〇が好き」からまちに関心を持つ
- 形にする** 自分がまちでやりたいことを考えてみよう
実際の活動に触れてみよう（活動を見してみる、体験してみる）

（行政・中間組織のやってみよう）



- 関心を持つ** 協働を身近なものに感じてもらえる広報活動
様々な協働活動の情報提供
- 形にする** 一緒に関わりたい協力者を見つけられる機会の提供
協働に関心を持った市民が協働に触れる機会を増やすための場の提供

多様なスタイルでの関わり

取り組みの工夫やアイデア

- SNS、ブログ、広報誌など複数のメディアを使って思いを伝えたり、発信したりすることを通じて、活動や企画に関心を持ってもらう。
- つながる場や協働の場を一緒に作っていく。
（例：活動拠点のリノベーション、活動のメニューづくり）
ともに過ごし、関わりあえる場を一緒に作りながら、まちづくりへの意識を培っていく。
- 協働のまちづくりにかかわる会議をみんなに見てもらえる形にする。ライブ配信できるものは配信する。
- 協働のまちづくりを動機づけるためのアプリの活用。たとえば、「つながる場」や「協働の場」に参加することで、スタンプやポイントを集めることができ、別の機会に使うことができる。

Ⅲ. 協働によるまちづくりが始まる（つながりと気持ちが揃ってはじめて協働が生まれる）

多様なつながりができて、まちに関わりたいという気持ちが揃い、協働が力強く動き出します。やりたいことを話し合い、チーム（組織）を作って、共に事を成している感覚を伴いつつ、活動が広がっていきます。

協働のまちづくりの取り組み

（市民活動団体等のやってみよう）



動き出す 活動を通じて感じるまちの課題や現状、目指している未来について発信しよう
様々な団体のお互いに異なる価値観や考え方に触れましょう

動き出す **つなぐ** 新しい人が関われるような機会を工夫して作りましょう

語る 自分たちの活動への思いを市民に発信して共有しよう

積み上げる 多様な活動への関わり方について認識し認め合いましょう

（行政・中間組織のやってみよう）



動き出す 団体設立時のサポート（組織のルールや取り決め決定の支援）

市民の協働活動を資金面から応援する助成制度の拡充

市民活動全般について気軽に相談できる窓口の設置

活動資金となる各種補助金や助成金の獲得に向けた支援

積み上げる 他団体との交流やマッチングの支援

まちづくり活動に必要な資材、人材などのマッチングの支援

語る 市民活動団体が活動内容を発信でき、様々な意見を聞ける場の提供

つなぐ まちづくり活動に賛同する協力者を見つけられる機会の提供

多様なスタイルでの関わり

取り組みの工夫やアイデア

- やりたいことをやるために、「既にあるもの」と「新しいもの」のどちらを利用してよい。
 - 既にある仕組み（例えば、企業の研修の機会についてまちづくりの話聞く）や組織（区・自治会、住民自治協議会などで取り組む）の中で行う。
 - 新しいつながりの中から新たな仕組みや組織を作る。

- 「この時間に」「必ず現地で参加」といった決まりを緩めて柔軟に活動する。
 - オンラインでの会議参加。
 - 託児の用意 / 子供も一緒に参加可能。
 - 不定期参加を認める。不定期参加のためには、毎回の活動等の内容を知ることのできる仕組みが必要。

- 一つの役割を果たすことで、協働のまちづくりへの関わりを認め合える地域へ。たとえば、情報収集のためのアンケートやヒアリングに協力することは、協働のまちづくりへの重要な貢献。子育てや介護など参加しにくい状況にあっても、当事者だから気づくことを伝えることができる。

行政職員も協働のまちづくりを意識して業務を進めましょう

- ◇ 協働を政策に反映するための職員の意識啓発
 - ・ いろいろな地域活動に参加して、地域や市民の思いや活動の現状を知ろう
 - ・ 市の現状や今後の方向性、市が目指すまちの姿を積極的に発信し、市民と共有しよう
- ◇ 協働の推進にかかる庁内連携機能の強化
 - ・ 単独分野では解決が困難な課題について、組織横断的に連携しよう
- ◇ 協働により相乗効果が期待される組織との連携機能の強化
 - ・ 行政だけでは乗り越えられない、協働が必要なまちづくりに目を向けよう
 - ・ 協働することで相乗効果を生み出せる、連携のあり方について検討しよう
 - ・ 協働により解決が期待できる課題に向けて、協働の体制を整えよう
- ◇ さらなる協働の推進に向けたまちづくり条例の必要性の検討

(6) 未来へつなぐための取組み

将来にわたって取組みを継続していくためには、子どもから大人までの各世代が協働のまちづくりに関わる機会を持つことや活動の意義や役割、重要性などへの理解を深めていくことが大切です。

また、社会情勢や価値観の変化などにより市民活動の内容や活動形態は変わっていきます。既存の市民活動団体等が、団体運営や事業継続の課題に直面したときには、活動が果たしてきた役割と市全体の状況を踏まえて、活動の終了という選択肢も含め、今後の活動のあり方を改めて見つめ直す必要があります。

2-(6)-1 次世代へつなぐ

子どもから大人まで、多くの人にまちに関心を持ってもらうためには、まちづくりに関わることが日常となるような環境をつくらなければなりません。

本指針では、ライフステージや立場に関係なく、次の代に協働のまちづくりを担う人のことを「次世代」と捉えました。

様々な人たちと一緒に活動する機会、子どもたちやこれまで意識してまちづくりにあまり関わってこなかった市民が主体となって取り組める機会を数多く作るなど、次世代のまちづくりの担い手育成に取り組みましょう。

取組みの具体例

◇子ども

子どもたちの企画を子どもたちが実現する。
地域の夏祭りなどで子どもが出店する。

◇子育て中の人

子どもと一緒に地域で行われるイベントや活動に参加してみる。
子どもに伝えたい「このまちの良いところ」を考えてみる。

◇退職前後の人

住んでいる地域のことから活動に参加をしてみる。

◇介護している人

介護サービスなどを使ってサークル活動などに参加をする。
介護している人が集まる会に参加してみる。

◇移住者や関係人口（市外に住んでいる人）

市内で行われる地域の活動に参加してみる。
まちの魅力を市内外の人に伝える。

2-(6)-2 活動をつなぐ (活動の継承、終わりがた)

メンバーの高齢化や活動の形骸化などで団体の運営が困難になる前に、活動形態や団体の形を変えること、他の団体に一部の活動を引き継ぐことなど、活動を継承していくための方策を考えていきましょう。

また、活動を継承する前にいつの間にか活動休止に至ってしまい、参加していた市民がつながりを失うことにならないよう、場合によっては団体としての活動の終わりにも目を向ける必要があるかもしれません。

取り組みの具体例

- ◇関わっているメンバーの状況から、活動を続けることができるメンバーを把握する。
- ◇活動目的の再確認や活動の振り返り(何のために活動しているのか)、今後の活動の範囲と内容を整理する。
- ◇他の団体と一緒にやってみる。(活動目的や思いの共有、コラボ検討)
- ◇分野の同じ中間支援組織と連携を取りながら、引き継げる点がないか検討する。



3. 第2次指針策定に至る経緯

第2次指針を策定することになった経緯として、第1次指針策定以降の様々な情勢の変化や、今後10年間を見据えて解決が必要なことをまとめました。

(1) 指針策定の背景

3-(1)-1 社会情勢の変化

全国的に少子高齢化・人口減少が進むなか、当市においても今後急速に人口減少が進み、2030年（令和12年）を過ぎた頃には4万人を割り込み、高齢化率が40%を超えると推計されており、今後市民活動の担い手の高齢化や新たな担い手の不足といった状況が一層進むと考えられます。（国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の人口推計）

また、地球温暖化の進行による気候変動が拡大しており、平成25年9月の台風18号による豪雨災害時には市内で鴨川の決壊による浸水被害や山間部での土砂崩れがあったように、災害の規模や範囲が以前より大きく、激しくなっており、災害の激甚化に対応する災害に強い地域づくりも求められています。

その他、新型コロナウイルスの感染拡大による生活スタイルの変化により、オンラインによるコミュニケーションツールが普及しました。しかし、その一方で対面での活動の休止や団体の解散が増えるなど市民活動に大きな影響が出ました。

3-(1)-2 地域コミュニティの状況変化

10年前と比較すると、市内の区・自治会数に大きな変化はないものの、限界集落（人口の過半数が65歳以上の集落）は29件、準限界集落（人口の過半数が55歳以上の集落）は22件、それぞれ増加し、地域自治組織にも少子高齢化・人口減少の影響が強く出ています。

このような状況から、社会情勢の変化に対応した住民自治の推進を目的に、令和4年度には中学校区単位の市内6地域で住民自治協議会が設立されました。また、これに先立ち福祉や教育の分野でも協働による地域の課題解決や地域づくりを推進するため、中学校区単位の住民福祉協議会や地域学校協働本部が設置され、様々な分野で協働による取り組みが行われています。

(2) 協働のまちづくりを推進するために解決すべきこと

3-(2)-1 第1次指針の振り返り

第1次指針に基づき、平成21年に地域活動を支援するまちづくり活動拠点として「たかしま市民協働交流センター」を設置しました。たかしま市民協働交流センターは、市民ネットワーキング、まちづくり委員会活動の支援、まちづくり政策研究の3つの機能を担い、市民活動やまちづくりの支援のために、NPO、ボランティアグループ、自治会などの活動や交流の支援、市民と市民、行政と市民、市民活動団体などを結ぶ交流の輪を広げる活動を行ってきました。

町村合併後に旧町村ごとに設置されていた「まちづくり委員会」の活動は平成26年度で終了しましたが、その後も各地域の特色を生かした事業の支援を継続し、様々な協働によるまちづくりの取り組みを実施してきました。また、行政と市民活動団体等が協働で地域の課題について取り組む「協働提案事業制度」の実施や、市民向けの講演会、市職員向けの職員研修などを通じて、協働の土台づくりに取り組んできました。

第1次指針は、市民活動団体等の支援を中心に高島市らしい市民協働の実現が描かれ、「6つの真珠」の言葉が表すように、合併前の旧町村でそれぞれ活動してきた市民活動団体等が、自分たちの地域から高島市全体へその取り組みを広げていく形を目指して策定されました。当時からまちづくりに関わる団体や人たちが現在も活動を継続している一方で、活動に取り組む人々の高齢化、新しい人材の獲得や新たな団体の参画が進んでいない現状があるなど、「協働のまちづくりの裾野」がうまく広がらなかったという課題も生まれています。

このことは、第1次指針に込められた思いが市民、行政等に十分浸透せず、結果として、第1次指針が目指していた方向性と現状に乖離を生むこととなりました。

3-(2)-2 今後10年を見据えて解決すべきこと

現在、市民活動団体等の活動は、様々な分野で活発に行われていますが、これまで活動を続けてきた人がいくつもの活動を掛け持ちしている現状や、新たに活動に取り組む市民の掘り起こしが進まない現状があり、市民活動の広がりの大きな課題となっています。

市民を対象としたアンケート調査の結果を見ると「まちに関心はあるけど、活動への参加のきっかけがない」という声も寄せられていることから、多くの人々がまちづくりに関わるきっかけを作ることで、まちづくりへの関わり方に柔軟性や多様性を持たせることが求められていると言えます。

こうしたことから、第2次指針では「市民一人ひとり」に焦点をあて、まちへの関心を高めるきっかけ、まちづくりに関わるきっかけを増やし、協働のまちづくりの「裾野が広がること」が必要になってきます。

また、市民活動団体等へのアンケート調査の結果を見ると、団体運営上の課題として、会員の高齢化や新しい会員が増えない、会員が少ないなど、会員に関するものが多くあげられており、活動の継続が困難になってきている現状があります。さらに、目的を達成した団体が、長く続けた活動をどのように完結するのかについても考えていく必要があります。

後継者不足や会員の高齢化など、活動に不安を抱える団体が事業の継承や締めくくりに悩むことも予想され、未来に活動をつなぐ取り組みや団体の思いに寄り添ったサポートも求められます。

(3) 指針策定に向けた検討

3-(3)-1 第2次 高島市市民協働のまちづくり推進指針の策定経過

会 議	開催年月日	内 容
第1回	令和5年6月23日	指針策定の方向性、市民協働の課題についての意見交換
第2回	令和5年7月31日	第1次指針の振り返り、アンケート結果についての意見交換
第3回	令和5年8月29日	第2次指針の全体方針および柱についての意見交換
第4回	令和5年10月6日	第2次指針の目次作成についての意見交換①
第5回	令和5年11月14日	第2次指針の目次作成についての意見交換②
第6回	令和6年1月18日	第2次指針の素案の検討①
第7回	令和6年2月14日	第2次指針の素案の検討②
第8回	令和6年3月18日	第2次指針の素案の確認①
第9回	令和6年5月30日	第2次指針の素案の確認②
第10回	令和6年12月20日	パブリックコメントの結果および指針を実行するための意見交換

3-(3)-2 高島市市民協働のまちづくり推進指針策定委員会名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等
1号委員（委員長）	熊澤 輝一	大阪経済大学 教授
1号委員	谷口 浩志	高島地域自治組織あり方検討委員会 座長
1号委員	中村真奈美	社会教育委員
2号委員（副委員長）	藤原 久代	マキノまちづくりネットワークセンター 事務局長
2号委員	和治佐代子	（特活）子育て・子育てサポートきらきらクラブ 代表理事
2号委員	貫井 亜紀	Pivot（たかしまライフワーク Sta.） 副代表
2号委員	八坂 和美	高島市社会福祉協議会 地域福祉課 課長
2号委員	吉見 大	第4期高島市まちづくり推進会議 委員長
3号委員	澤田 市治	今津地域住民自治協議会 顧問
4号委員	中村フミコ	公募委員
5号委員	藤田 時彦	建築士（ヴォーリズ今津郵便局の会）

アドバイザー	木村 道徳	琵琶湖環境科学研究センター 専門研究員
オブザーバー	坂下 靖子	たかしま市民協働交流センター 事務局長

○高島市市民協働のまちづくり推進指針策定委員会設置要綱

令和5年3月17日

告示第61号

(設置)

第1条 高島市の地域コミュニティの発展と市民活動の促進を図り、市民と市との協働によるまちづくりを目指し高島市市民協働のまちづくり推進指針(以下「指針」という。)を策定するため、高島市市民協働のまちづくり推進指針策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体等関係者
- (3) 住民自治協議会関係者
- (4) 公募委員
- (5) その他市長が必要と認める者

(職務)

第3条 委員は、指針の策定について必要な意見を述べ、または助言を行う。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から指針策定の日までの間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長および副委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(アドバイザーの設置)

第7条 市長は、委員会の協議、検討等に必要事項について助言を得るため、アドバイザーを設置することができる。

(意見の聴取等)

第8条 市長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明もしくは意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開する。

2 会議の公開に必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

4. おわりに



気がつけばみんなまちづくりをやっている。
そんな高島市を目指します



働のまちづくり



第2次 高島市市民協働の まちづくり推進指針

「協働」が市民の日常となるために

